

佐賀県告示第 227 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成 30 年 6 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 設置許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社平成開発

小城市小城町池上 1361 番地

代表取締役 久保 直行

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

多久市南多久町大字長尾 1316 番 1、1323 番 1、1323 番 2、1330 番 1、1330 番 2、1331 番 1、1332 番 1、1332 番 2、1333 番、1334 番、1335 番、1336 番、1340 番、1341 番 1、1341 番 2、1342 番、1343 番、1344 番 1、1344 番 2、1344 番 4、1349 番 1、1349 番 5、1349 番 6、1350 番 1、1350 番 2、1351 番 1、1351 番 2、1352 番 1、1357 番 1、1357 番 2、1358 番 2、1365 番 1、1367 番 1、1371 番、1383 番 11、1383 番 13、1383 番 14、1383 番 15、1383 番 16、1383 番 17、1383 番 18、1383 番 35、1383 番 38、1383 番 39、1458 番 1、1460 番、1461 番 1、1469 番 8、1470 番 1、1470 番 2、1470 番 3、1470 番 4、1470 番 13、1568 番 12

3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年

政令第 300 号) 第 7 条第 14 号口に掲げる最終処分場をいう。)

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上 5 種類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

5 申請年月日

平成 30 年 3 月 7 日

6 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 縦覧の場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課(佐賀市城内一丁目 1 番 59 号)及び
多久市市民生活課(多久市北多久町大字小侍 7 番地 1)

(2) 縦覧の期間及び時間

平成 30 年 6 月 12 日から平成 30 年 7 月 12 日まで(ただし、土曜日及び
日曜日は除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

平成 30 年 7 月 27 日

(2) 提出方法

持参又は郵送(提出期限日の消印有効)

(3) 提出場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課(郵便番号 840-8570 佐賀市城内一
丁目 1 番 59 号)又は多久市市民生活課(郵便番号 846-8501 多久市北多
久町大字小侍 7 番地 1)

(4) 意見書に記載すべき事項(日本語で記載すること。)

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表
者の氏名

- イ 意見書を提出する対象施設の名称
- ウ 対象施設の設置に係る具体的な利害関係
- エ 生活環境の保全上の見地からの意見